

議案第 9 号

狭山市公平委員会設置条例の一部を改正する条例

狭山市公平委員会設置条例（昭和 29 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 7 条第 2 項」を「第 7 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

公平委員会の設置に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。